

議第 1 2 号

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高島市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表分べん料等の部費用の額の欄中「4 2 0, 0 0 0 円」を「5 0 0, 0 0 0 円」に、「1 9 0, 0 0 0 円」を「2 7 0, 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、現に行なわれた分べんに係る分べん料等については、この条例による改正後の別表第 1 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。